

高知県産休等代替職員雇用事業費補助金に関する留意点

1. 交付申請

- 交付申請は、補助対象期間開始の2週間前には申請書類が県へ届くように提出してください。（申請時には施設を所管する市町村の審査を得る必要があるため、市町村担当者の確認する時間も加味してご提出ください。）
- 補助対象期間
 - ・産休：出産予定日の8週間前から出産日の8週間後（多胎妊娠の場合は14週間）
 - ・病休：病休開始後30日を経過した日（31日目）から起算して60日間
- 病休については、同一疾病による同一年度内の補助は原則として1回が限度です。
- 日額賃金単価は、労働時間又は期間に応じて支払われる賃金であり、手当等を含みません。

2. 変更交付申請

- 補助対象事業の中止・廃止、補助対象経費の増額、交付決定額から20%以上の減額等、当初申請から補助事業の内容を変更する場合は、変更承認申請書を提出してください。

3. 実績報告

- 実績報告書の提出は、補助事業完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに提出してください。
- 代替職員が半日だけ出勤している場合は、勤務時間が各園の就業規則等で定めるフルタイムの半分以上である場合は0.5日、半分未満の場合は0日に換算してください。

詳細は本補助金交付要綱をご確認いただき、ご不明な点は下記担当者へご連絡ください。

【担当】

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目7番52号
高知県教育員会事務局幼保支援課
運営支援担当：佐藤
TEL(088)821-4910 FAX(088)821-4774
E-mail：311601@ken.pref.kochi.lg.jp